

解決事項 (一) 貸租の二分他、トスレト

(二) 右二箇の型ホカシの一枚以上十枚迄は一枚ニ對シテ割増、十枚以上の

五割増トスレト

(三) 副の上ヶ物ハ一枚ニ對シテ割増トスレト

(四) 昭和八年十一月十五日ヨリ迄スレト